

山口大学基金

七村奨学金奨学生募集要項

山口大学経済学部卒業生の七村 守 氏ななむらまもる（株式会社セプテーニ・ホールディングス名誉会長 & ファウンダー）から、経済的に困窮している学力優秀な学生が勉学に専念でき、卒業まで安心して修学できるよう支援したいとのご寄附により、平成 28 年度から山口大学基金により返還を必要としない給付型の奨学金として実施しています。

奨学金給付額・給付期間

奨学金は、返還を要しない給付型の奨学金です。

1. 奨学金の給付金額

年額630,000円（月額70,000円×9カ月分）

※8月、9月、3月分は大学が休業期間中のため支給しません。

※長期履修学生は、修業年限を長期履修期間で除した数を当初の月額に乗ずる額を支給します。

※退学または除籍されたときは、その翌月から奨学金の支給を取り消します。

※山口大学学則第 63 条に基づく懲戒を受けたときは、その翌月から奨学金の支給を取り消します。

※休学期間については、奨学金の支給を停止します。

※虚偽や不正な手段により奨学金を受給した場合、奨学金受給決定に遡り、奨学金を取り消します。

※奨学金が停止または取り消しとなった月分について、すでに奨学金を支給していた場合は、その奨学金を返納することになります。

2. 奨学期間

平成 29 年 4 月からの 1 年単位とし、毎年の授業料免除申請・審査により 2 年目以降も継続受給が可能となり、最長で卒業（学部の修業年限）までの継続受給が可能です。

※長期履修学生については、長期履修期間までです。

3. 支給方法

年 3 回（6 月、10 月、12 月に、奨学金を直接本人指定の銀行口座に送金します。）

申込みできる方

平成 29 年 4 月に山口大学に入学（編入学）した学部生のうち、外国人留学生以外で経済的に困窮しており、かつ、学力優秀で、山口大学に授業料免除を申請した者。

募集人数

10 名以内

申請期間

平成29年4月17日（月）～平成29年4月21日（金） 17時00分まで

申請方法・提出書類

【申請方法】

申請者本人が授業料免除を申請のうえ、次の書類を提出してください。

【提出書類】

①七村奨学金給付申請書（所定の様式）

②本人調書

③家族全員の所得証明書

④保護者の所得に関する証明書

※②～④については、授業料免除申請を同時に行うことにより省略できます。

【授業料免除申請方法】

授業料免除申請の方法に従い授業料免除申請システムの入力を行ってください。その後、必要な提出書類を申請期間内に窓口へ持参して提出してください。（詳しくは「山口大学授業料免除申請のしおり」をご参照願います）

「山口大学授業料免除申請のしおり」はこちら

<http://gakuseishien.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/tebiki/html/f06-02.htm>

選考

選考は、学業成績、家計状況について書類審査等を行い、奨学生を決定します。

選考結果

選考結果は、申請者全員に対して平成29年6月中旬頃に本人に通知する予定です。

奨学生の義務

奨学生は、次の義務を履行する必要があります。

1. 学業に励むとともに健康に留意し、本奨学生としての品位を保つよう努めること。
2. 奨学金受給決定時に学長へ誓約書を提出すること。
3. 翌年の4月末までに、1年間の修学状況報告書（所定の様式）を学長へ提出すること。
4. 奨学生の懇談会に出席すること。

お問い合わせ

〒753-8511 山口市吉田 1677-1

山口大学学生支援部学生支援課学生サービス係

TEL：083-933-5165 E-mail：ga113@yamaguchi-u.ac.jp

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

